

令和8年度川崎市インターネットリサーチ業務委託 仕様書

1 目的

本委託は、インターネット上の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に係る情報を受託者が収集し、川崎市（以下「本市」という。）に提供すること等により、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）第17条の規定に基づく拡散防止措置の円滑な実施に資すること等を目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

本市が、インターネット上の情報について、条例第17条の規定に基づく拡散防止措置を講ずるか否かの検討等を効率的に行うため、受託者は次の業務を行うこと。

（1）検索・報告業務

次のア～オに基づき、条例第17条第1項第2号アに規定する「特定の市民等」（注1）を対象とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するインターネット上の情報を収集・抽出し、定期的に本市に報告すること。

ア 検索を行う範囲は指定サイト等（注2）とする。

イ 検索により抽出する情報は、本市が指定する条件に該当するインターネット記事等をリンク・引用・転載した投稿等（注3）に連なる投稿等（レス、コメント、リプライ、引用リポスト等）とする。

ウ 上記イで抽出した検索結果のうち、国が作成した基準（注4）及び本市が指定する語（注5）に基づき受託者スタッフが目視確認を行い、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する可能性があるものを本市へ報告すること（注6）。

エ 上記ウの報告には、個々の投稿等ごとに、その内容、差別的言動の類型（注7）、投稿等の日時、投稿等が所在するURL及びサイト等の名称のほか、個々の投稿等の元となった投稿等（レス、コメント、リプライ等がなされた投稿等又は引用リポストで引用された投稿）の内容及びURL並びに下記（2）の協議により定める事項を併記すること。

オ 検索及び報告のタイミングは、各投稿等が行われた日を基準として検索・抽出し、年末年始等、本市と協議して定める時期を除き原則として7日分ごとに結果をまとめて報告する。ただし、注3イに該当する投稿等に連なる投稿等で、本市からの通知日以前に行われたもの（遡り検索）については、対応可能な範囲で検索・抽出し、速やかに報告すること。

（2）検索・報告の精度向上に向けた業務

受託者は、契約開始後、本市の求めにより検索・報告の精度向上に向けた協議に応じるとともに、その結果に基づき、上記（1）に関して本市が行う指示に対応すること。

4 その他

- (1) 受託者は、本受託業務の遂行上知り得た情報を外部に漏らしたり、本受託業務以外の目的に利用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (2) その他仕様書に定めのないことは、本市と受託者で協議の上、決定するものとする。

注1：「特定の市民等」とは、川崎市の区域内に住所を有する者、川崎市の区域内に在勤する者、川崎市の区域内に在学する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づく川崎市の機関の措置により川崎市の区域外に存する施設に入所している者のいずれかに該当する「市民等」で、住所や役職、氏名などにより特定されている者を指す（例えば、単に「川崎市民」という表現なら特定されているとはいえない。）。

注2：X、5ちゃんねるを含む各種掲示板、各種ブログ、各種まとめサイトのほか、本市と受託者で協議の上追加するサイト等

注3：主要ニュースメディア（主にYahoo！ニュースに掲載される媒体）がインターネット上で発信する記事、動画又はこれに類するコンテンツをリンク、引用、転載した投稿等のうち、次のいずれかに該当するもの
ア 当該記事等又はこれらをリンク、引用、転載した投稿等の表題（見出し、スレッドタイトル等）又は本文に、本市が指定する語が含まれているもの

イ 上記以外で、本市が個別にURLを指定した記事等をリンク、引用、転載した投稿等

注4：ある表現が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断材料として、法務省資料（<http://www.moj.go.jp/content/001308139.pdf>）がある。

注5：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する可能性が高い語を本市が指定するが、指定した語を含まない投稿等でも、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものにはあり得る。

注6：注3アの本市が指定する語が含まれているもののうち、本市が特に指定する語が含まれているものについては、上記3（1）イで抽出した検索結果を報告すれば足りる。

注7：注4の法務省資料に、本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するもの（例：〇〇人は殺せ）、本邦外出身者を著しく侮蔑するもの（例：特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物にたとえるもの）、地域社会から排除することを煽動するもの（例：〇〇人は出でいけ）という3類型がある。